

# 勝浦市農業委員会会議録

## ( 7月定例会 )

平成28年7月21日(木曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(第1委員会室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村泰輔 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地等の利用の最適化に関する指針について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さんこんにちは。

本日は大変ご多用中にもかかわらず、ご参集いただきまして、誠にありがたく厚く御礼を申し上げます。

また、7月14日の八千代市文化会館での研修会につきましては、それこそ忙しい中をご出席いただきまして、大変ご苦勞様でございました。

内容的には農地利用の最適化と情報提供、また農地法、関係法令についての説明、そして農地中間管理事業の概要についてと、このような内容で各先生方から説明があったとおりでございます。

我々に課せられた仕事は非常に大きなものがあるのではなかろうかという風に思っておりますが、逐一法令に基づきながら委員会活動を進めていきたいと思っておりますので、ひとつ、委員の皆様方のご指導とご協力を切にお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（高旨粧一会長） それでは、農業委員会を始めさせていただきたいと思しますので、慎重審議よろしくをお願いを申し上げます。

本日の出席委員は9名中9名で、定則数に達しておりますので会議はここに成立をいたしました。

ただいまから、平成28年勝浦市農業委員会7月定例会を開催させていただきます。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をいただきたいと思っております。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定によりまして、議長において、7番藤江義博委員及び8番滝口裕都委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長お願いします。

○事務局長（中村泰輔） 説明いたします。

農地法第5条の規定は、農地の転用を伴う権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で、権利を設定し又は移転しようとするものでございます。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、部原の田5筆、延べ642平方メートル、駐車場への転用を伴う賃借権の設定を目的とした申請です。

施設の概要は、駐車場12台642平方メートルです。

転用の時期は、平成28年8月4日から平成28年8月10日、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認をしております。

申請理由につきましては、借受人は、隣接店舗の駐車場として利用するため借り受けた

いとし、貸付人は、賃料を生活資金の一部として充当するため貸したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、勝浦消防署から●側●●●メートルの地点となります。

次に、2ページをご覧ください。

申請番号2番、本件は先月に引き続きまして、鵜原地先の違反転用の是正に伴う申請となります。

申請地は、区域内の南側に位置する沈砂調整池の一部となります。

該当する農地は、延べ1,000平方メートルで、今回の申請は、田1筆、614平方メートルです。

施設の概要は、沈砂調整池、貯水量12,004立米です。

沈砂調整池とは、大雨などの出水をいったんため込みまして、土砂を沈殿させるのと同時に、洪水や土砂の流出を防ぐ池状の構造物ということになります。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていきたいとし、譲渡人は、農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいとのことです。

申請位置は、JR鵜原駅から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

つづいて地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番につきまして、8番の滝口裕都委員、よろしく申し上げます。

○8番（滝口裕都委員） それでは、報告させていただきます。

申請の概要は事務局の説明とおりです。

7月19日、現地調査を行い代理人の●●氏と面談しました。

申請地は、概ね管理されている状態です。

今回、申請者は、駐車場利用のために申請に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地もなく、他への代替性もありませんので問題はないと思います。

資金計画も妥当であり、簡単な整地のみで工事が可能であることから、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。

つづきまして、申請番号2番につきまして、8番滝口裕都委員申し上げます。

○8番（滝口裕都委員） それでは報告をさせていただきます。

申請の概要は事務局の説明のとおりです。

本件につきましては、4月18日に事業区域全体の現地調査を行い譲受人の担当社員と面談しております。

この申請は、農地違反転用是正のための申請であり、転用事業としては既に知事の転用許可を受けておりますことから、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。

これもちまして、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

はい、末吉委員。

○2番（末吉光委員） 議案第1号の部原の件ですけど、賃借料というのは1平方メートル当たり●●●円ですか。

○議長（高吉粧一会長） はい、中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 1平方メートル、年間●●●円ということになっております。

○2番（末吉光委員） 全体としますと、いくらなんですか。

○議長（高吉粧一会長） はい、滝口委員。

○8番（滝口裕都委員） 面積から換算しますと、大体12台駐車するかたちで、1台当たり月約●●●●●円という計算で、妥当ではないかなという風に判断いたします。

○議長（高吉粧一会長） 末吉委員、よろしいでしょうか。

○2番（末吉光委員） はい、わかりました。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持ちまして、質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

つづきまして、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成28年7月8日付けで決定を求められたものでございます。

このたびの7月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、2,490平方メートルです。

資料の3ページをご覧ください。

申請番号1番、松野の田4筆、延べ2,490平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年8月1日から5ヶ年の新規設定となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） ただいま職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第3号、農地等の利用の最適化に関する指針についてを議題といたします。

事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 議案につきましては、資料の4ページになります。

本案は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定に基づき、勝浦市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針を定めようとするものでございます。

内容について、ご説明いたします。

資料の4の1ページをご覧ください。

農地等の利用の最適化に関する指針(案)となっております。

こちらにつきまして、項目ごとに順を追って説明をいたします。

まず、1番遊休農地の解消についてというところになります。

(1) 遊休農地の解消目標597ヘクタール、平成28年度については6ヘクタールの目標となります。

この目標設定の考え方といたしまして、現在597ヘクタール遊休農地があるということになっておりますので、それを10年後にすべての遊休農地を解消するという考え方で

す。

そのためには、1年間に全遊休農地の1パーセントにあたる6ヘクタールを確実に解消、それと同時に10パーセントにあたる60ヘクタールの解消を目指して活動していくということとなります。

これに対して、具体的な取り組み方法でございますけれども、まず、耕地面積が1,000ヘクタールのうちの597ヘクタール、6割近くを占めておるんですが、こちらについては従前に判断したものなんですけれども、中にはいわゆる不作付地、耕地という扱いになるんですが、この不作付地や非農地というものも含まれており、これらを除外するとですね、遊休農地の面積が少なくなるのではなかろうかというところで、それを除外するた

めに利用状況調査の実施にあたりましては、遊休農地判断の見直しを行っていくというところで、全体のパイを減らしていきます。

その遊休農地の判断に偏りが生じないように、判断基準を統一するための研修会を実施し、また、比較的耕作条件が良い遊休農地につきましては、中間管理機構への貸付について誘導を図ったり、その他の遊休農地についても各々の所有者単体では費用が非常にかかるので、地域全体でその農地の環境保全の取り組みについて促進するというところでもって、解消発生防止の機運を醸成していくという活動を取り組んでいくというところがございます。

次に2番目、担い手への農地利用集積について、目標面積につきましては211ヘクタール、平成28年度については118.4ヘクタールとなります。

この目標面積につきましては、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の担い手の利用集積の目標面積と同数字となっております。

目標年次につきましては、基本構想と同じ平成36年度を目標年次としております。

また、ワンスリー運動というものを千葉県が実施しております。

委員1人につき30アールの掘り起こしを行うというところで、1人3反歩ということでワンスリーとなりますが、その運動に合わせまして、農業委員と推進委員が1人当たり30アールの掘り起こしを推進し、その他の利用権設定も含めて全体で年間6ヘクタールの新規集積を目指して、最終的に積み上げとして211ヘクタールを目指すというところになります。

次のページをご覧ください。

それに向けた具体的な取り組み方法でございますけれども、まずもって地域の中核的農業者、担い手という文言があるのですが、ここでいう担い手というのがですね、認定農業者及びこの認定農業者と同じ水準の方、いわゆる基本構想水準達成者といいます。

それと認定新規就農者、この3つがですね、担い手という事になっておりますので、この方々に集積を行っていきますので、地域のそれに満たない方、中核的農業者であるけれども、その水準に達していない方を人・農地プラン、地域農業マスタープランといいますけれども、その作成を促進しまして、地域の中核的農業者が認定農業者であったり、水準達成者となれるようにですね、そういった地域の話し合いを進めていく、また新たに農業経営を営もうとする青年等の新規就農を確保するのと併せて育成も図っていきますよと、そして、その方々に農地の利用集積が行われやすい環境づくりをしていくということが取り組みとなります。

また、後継者がいない耕作者について、その方が持っている農地の状況を各委員で把握をして、将来の利用集積が計画的に進められるように、委員が地域と連携をして話し合いを行っていきましょと、そういう取り組みにもなっております。

次に3番目、新規参入の促進について、目標でございますけれども、新規参入を24経営体としております。

平成28年度については3経営体としております。

この目標設定の考え方といたしまして、目標年次は先ほどの基本構想と同じ平成36年

度としております。

基本構想で確保目標が年間3経営体ということになっておりますので、足並みを揃えて目標は3経営体で、残り8年間ですから24経営体を目標としております。

こちらの取り組みにつきましては、新規就農を検討している方がいるかいないか、そういうところの情報収集を行っていき、新規参入の入り口となるのは、あくまで就農相談というところが入り口となってきますので、窓口となる関係機関とですね、連携を強化して是非とも新規就農者を確保していこうというところになります。

また、企業の参入を推進し直売所等の設置など販路拡大を促進して、新規参入しやすい、農業参入しやすい環境の構築を図っていくということも取り組みとなってきます。

最後4番ですが、目標の見直しについてでございますけれども、この目標数値と目標年次につきましては、毎年、達成状況や社会情勢等を踏まえて見直しを行っていくとしております。

このような方針での策定というところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） ただいま中村事務局長の方から、農地等の利用の最適化に関する指針について、事細かな内容の説明があった訳でございます。

これより質疑に入りたいと思います。

ご質疑ございませんでしょうかしら。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 4の1ページで（2）ですね、この中に農業委員及び最適化推進委員の遊休農地の判断に偏りが生じないように、判断基準を統一するための研修会を設けるということなんですけれども、どういふかたちで研修会をやりますか。

○事務局長（中村泰輔） まず1回目今日ですね、この会議が終わった後にですね、合同会議を予定おるんですが、そこで利用状況調査のことについて触れる予定ですが、その時にまず第1回目のご説明をしたいと思っております。

それで必要に応じて、こういうところが分かりづらいとか、こういうところどうしたらいいのかという、皆さんの話が上がってきた段階で再度ですね、県の職員を呼ぶなり、農業会議の職員を呼ぶなりしてですね、1度皆さんが集まるタイミングでやっていきたいというふうに思っております。

如何せん今年の目標は目標ですけども、一応スパンとしては10年とか、そういう長い目でも見ていかなければいけないかなと思っております。

○議長（高吉粧一会長） よろしゅうございますか。

○3番（数金清美委員） はい、わかりました。



○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑のある方おられませんでしょうかしら。

はい、吉野委員。

○1番（吉野茂子委員） 質問しますけれども、これ案ですよ。

いつからってというのはわかりますか。

例えばこの案が決まりました、これでやっていきます、何月何日から活動を始めましょうとかっていうことは決まってるんですか。

○事務局長（中村泰輔） 実はこれ、今日のこの会議です、決定をしてすぐさまスタートっていう訳にはいかないんですよ。

この会議が終わった後にですね、推進委員の方の意見を聞くっていう手順がございますので、この後の会議で推進委員の方からの意見が特に無ければですね、今日決まります。

今日決まれば、実際にこれに載ってる活動というのは、極端に言えば明日からという話にはなりません。

それで、1番最初にやっていただく、1番最初に載ってる利用状況調査、こちらについては8月からお願いする仕事になりますので、仮定で決定されたらの話ですが、公表するのは7月中、遅くとも8月の頭には公表する予定でございますので、8月スタートという意識でよろしいかと思えます。

○議長（高吉粧一会長） よろしいですか。

○1番（吉野茂子委員） はい。ありがとうございます。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質問ございませんでしょうかしら。

はい、吉野委員。

○1番（吉野茂子委員） 農地利用状況調査は例えばどういうことをするのかということをお尋ねしたいんですけれども。

○事務局長（中村泰輔） 農地利用状況調査、こちらについては管内全部の農地をですね、目視で1筆ずつ見て、その状況がどうなっているかということ进行调查します。

例えば、田んぼであれば今作付けされていますけれども、時期によっては作付けされていないかたりするんですが、例えば過去1年間くらい、直前まで作ってあって収穫した後だよというものは作付良好であると、例えば草刈りだけしかしてないってなると保全管理だとか、先ほども言いましたけれど、いわゆる遊休農地に見えるけれども国の判断で不作付地、耕地の扱いですよっていうのもあったりですね、それと遊休農地ももちろんありますし、非農地というのもありますし、あとは違反転用という土地もありますので、それ等

のどの状態になっているかを1筆ずつ、推進委員の方と手分けしてですね、調査していただくという趣旨になります。

○議長（高旨粧一会長） よろしゅうございますか。

○1番（吉野茂子委員） ありがとうございます。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんでしょうかしら。  
はい、滝口委員。

○8番（滝口裕都委員） 先ほど説明があったかもしれないんですが、ちょっと分かりづらかったので、お伺いしたいんですけど、4の1の（1）1年間に全遊休農地面積の1パーセントに当たる6ヘクタールを確実に解消する、これが目的でよろしいですか。

そうすると、その下の10パーセントに当たる60ヘクタールというのは、これは何になるのでしょうか。

○事務局長（中村泰輔） 本来は60ヘクタールを目標としないと10年後に解消できないんです。

ただ、60ヘクタールという面積というのは60町歩ですから、実際、現実的な数字ではないんですね、6町歩でもかなり厳しい数字ですが、頑張れば何とかなるかもしれない数字というところで、6町歩は確実にやっつけよう、それでもっと余力があれば60ヘクタールに近ければ近いほどいいので、1年間で60ヘクタールを目指してやっつけようけれども、確実に1パーセントの6ヘクタールは消化しようということなんです。

○8番（滝口裕都委員） いわゆる60ヘクタールというのは架空の目標であって、実際は6ヘクタールを確実に解消しようということよろしいでしょうか。

○事務局長（中村泰輔） そうですね、大きな目標と確実な目標という。

○8番（滝口裕都委員） 我々は意識の統一として、6ヘクタールというかたちで皆さんが思っていればいいんですね。

○事務局長（中村泰輔） 6ヘクタールは義務的な感じで考えて。

実はその追加の話なんですけど、先ほども言ったとおりこの597ヘクタール、約600ヘクタールの中には耕地扱いのものもあれば非農地のものもあるので、要は耕地扱いのものを調査で見つければ、それは数字としては解消になりますので、何とかなるのではないかと考えております。

○8番（滝口裕都委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（高旨粧一会長） はい、谷委員。

○4番（谷敏夫委員） 今の確認でいいですか。

具体的に言いますと、例えば私の所有している地目が田になっているところでも、30年来耕作をしてなくて樹木が生い茂っている、昔やっていたから牛が通る道しか無くて入れない状況にあると、そういうものを田という地目を他の地目にしていけば、今年度の目標の6ヘクタールの中に加えていけるということですか。

○事務局長（中村泰輔） 非常に近いんですけど、厳密に言いますと、後ほど写真付きで説明はしようとは思っているのですが、いわゆる1年草の結構背の高い草が生えていたとしても、人力ですら草刈り機とトラクターとか農業機械で再生できてしまうものは、いわゆる不作付地と言われています。

重機を使ってやらないと再生できないものが遊休農地となっております。

国の指針ですと本当に山や原野と一体化しているものに関しては非農地という風に分類されています。

それですので、木が生い茂っていたり、草が生えていたりするというのは字面だけですと遊休農地に入ってしまうんですね。

ただし、例えば水の手当が悪いとか、道路の整備が悪いっていうところに関しては、重機で再生しても、誰が作るんだっていう話になってくると思われますので、そういう部分に関しては非農地に入れてもいいんじゃないかっていう風に取り扱ったらいかがかなと思います。

それですので、先ほどのお話で概ね考え方はよろしいかと思えます。

○4番（谷敏夫委員） 例えば田という地目であってもですね、皆さんが判断して山林だとか、そういうものになれば6ヘクタールに加えられるんですか。

○事務局長（中村泰輔） はい、加えられます。

○議長（高旨粧一会長） よろしゅうございますか。

○4番（谷敏夫委員） はい、ありがとうございます。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんでしょうかしら。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 今の説明の中で遊休農地、不作付地、非農地ということなんです

けれど、これ実際にその場所を見ないと判断しにくいと思うんですよね。

これを口頭で言われてもはっきり判断できないですよね。

○事務局長（中村泰輔） 今日の説明では写真付きで説明したいと思っているんですけど、県の会議に私なんか出てこの説明を何回も受けたりしてるんですが、実際その設定されているものが、圃場整備されているような地区だけの話で進めているので、こういう勝浦みたいな中山間地域ですと、例えば谷津の奥の方なんかはぬかり田だったら草なんか生えてなかったりするんですよ。

テキストだけの話で言えば、遊休農地になってしまう訳なんですよ。

それで、機械も入らないですし、水も無いのにそこを今後誰が作るのかという話になってくるので、そういう判断をするのを現地で研修会を開いてくれという要望は出しているところなので、近々そういう場も設けたいと思っております。

○議長（高旨粧一会長） よろしゅうございますか。

○3番（数金清美委員） はい、分かりました。

○議長（高旨粧一会長） 他にございませんでしょうかしら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声でございます。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定し、この後開催を予定しております農業委員並びに推進委員合同会議において賛同が得られましたならば、それをもって正式決定といたしたいと思っております。

これに賛成の委員は挙手をお願い申し上げます。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしましたので、農業委員・推進委員合同会議に諮りたいと思っております。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 報告いたします。

このたびの7月定例会に報告すべき当該証明書の願出件数は10件です。

転用完了につきまして、転用事実確認証明書を発行いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） ただいま中村事務局長の方から、報告第1号として転用事実確認証明書の発行についての報告がございました。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言等ございましたらばお願いをいたします。

特別ございませんでしょうか。

○議長（高旨粧一会長） ご発言がないようでございますので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議をされました案件は、すべて議了されました。

これをもちまして、平成28年勝浦市農業委員会7月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でございました。

(午後2時10分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成28年7月21日

議長(会長)

---

署名委員

---

署名委員

---